

乳用牛受精卵供給事業について

千葉県畜産総合研究センター
嶺岡乳牛研究所

受精卵移植技術(ET)は乳牛における育種改良の手段として普及しております。千葉県では全国に先駆け昭和61年に受精卵供給事業を開始し、現在は下記に示す体制で県内に遺伝的能力に優れた乳牛の雌牛(供卵牛)から採取した受精卵をお届けしています。

1 事業の利用方法

お近くの千葉県農業共済組合の各診療所、千葉県みるく農業協同組合、及び安房農業協同組合まで「嶺岡の受精卵を使いたい」とお声がけいただくだけで簡単に御利用いただけます。なお、御利用の際は下記の制度等を十分に御理解いただいた上で、お申し込みください。御不明な点がございましたら嶺岡乳牛研究所まで御連絡ください。

2 供給方法と料金体系

供給方法は「**受胎保証**」制と、**有償譲渡**(一部の受精卵のみ)の2通りです。

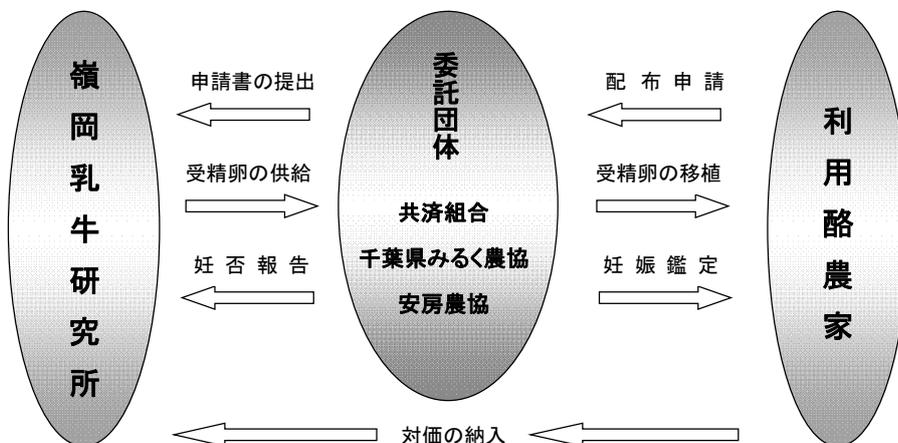
(1) 「受胎保証」制

委託団体による移植後90日までに妊娠鑑定を受けていただき、受胎が確認されれば対価をお支払いいただく供給方法です。

受胎が確認されなければ受精卵に対する対価の支払いはございません。

(注意)・移植に際しては別途、委託団体への移植料等が発生します。

- ・移植後90日を経過して受卵牛の妊娠が確認された時点で受精卵の対価をお支払いいただきます。

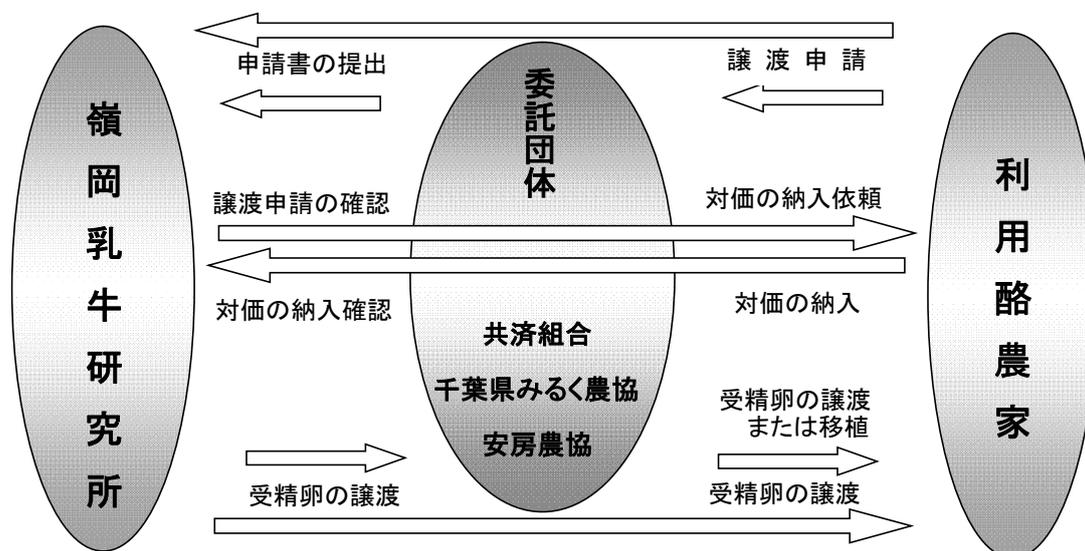


「受胎保証」制の対価は、移植した受精卵の種類により次の3通りです。

- ① 通常の受精卵 33,000円(消費税込み)
 - ② 性選別精液により生産された受精卵 55,000円(消費税込み)
 - ③ LAMP法により判別した性判別受精卵(雌) 77,000円(消費税込み)
- (注意)②及び③で雄が生産された場合であっても対価等の返金等はいたしません。

(2) 有償譲渡

受精卵の生産から2年以上経過した通常の受精卵(「受胎保証」制の①)は、県内飼養の牛に移植する目的である場合は有償譲渡することも可能です。ただし、対価の納入確認後の譲渡となり、受胎保証ではありません。また、譲渡した受精卵の保管は各自でお願いいたします。対価は受精卵1個 8,800円(消費税込み)です。



3 嶺岡乳牛研究所の供卵牛

嶺岡乳牛研究所では一定の基準を超えた牛のみ供卵牛として受精卵を採取し、県内酪農家へ供給しています。詳しくはカタログに記載しています。

もっと詳しく知りたい方、御意見・御要望等は下記の連絡先へご連絡ください。

連絡先 千葉県畜産総合研究センター 嶺岡乳牛研究所
電話:0470-46-3011 ファックス:0470-46-3012
メール:mineoka@mz.pref.chiba.lg.jp
(ご連絡の際は住所・氏名・電話番号をご記入ください)